

平成 25 年 3 月 6 日
全国体験活動指導者認定委員会
自然体験活動部会制定
平成 26 年 2 月 20 日
一部改正
平成 26 年 6 月 27 日
一部改正
平成 27 年 3 月 4 日
一部改正

養成団体の認定等に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、全国体験活動指導者認定委員会自然体験活動部会（以下、「自然部会」という。）規則第 2 条第 6 号の規定に基づき、自然体験活動にかかる指導者を養成する講習会（以下、「養成講習」という。）を実施する団体（以下、「養成団体」という。）の認定及びその取り消し並びに登録に関する手続き等について定める。

(認定にかかる申請方法)

第 2 条 養成団体の認定及び登録を希望する団体は、別記様式 1「養成団体認定申請書」及び別記様式 2「年間養成講習計画／報告」並びに別記様式 3「養成講習実施申請書」を電磁的方法又は書面にて自然部会に提出する。

2 養成団体の認定等に関する規程（以下、「養成団体規程」という。）第 3 条第 2 号で定める役員名簿の書式は任意とし、氏名、役職名、年齢、住所、雇用形態を必須項目とする。

3 養成団体規程第 3 条第 3 号で定める団体が行う自然体験活動の状況がわかるものは、2 年以内のものとする。

(登録証の交付)

第 3 条 養成団体と認定された団体には、別記様式 17「登録証」を交付する。

(認定内容の変更)

第 4 条 養成団体は、認定内容に変更が生じた場合、別記様式 4「養成団体認定内容変更届」を電磁的方法又は書面にて自然部会に提出する。

(認定の取り下げにかかる申請方法)

第 5 条 養成団体が認定の取り下げを申請する場合は、別記様式 5「養成団体認定取り下げ届」を電磁的方法又は書面にて自然部会に提出する。

(養成講習計画の変更)

第 6 条 養成団体は、養成講習計画に変更が生じた場合、別記様式 6「養成講習計画変更届」を電磁的方法又は書面にて自然部会に提出する。

(養成講習の実施申請)

第 7 条 養成団体は、自然体験活動指導者認定制度に関する規則（以下、「認定制度規則」という。）第 5 条第 4 項に基づき、養成講習の実施申請を行う。

- 2 養成講習の申請は、別記様式3「養成講習実施申請書」及び講師プロフィール、並びに養成団体が作成する募集要項又は開催要項を電磁的方法にて自然部会に提出する。
- 3 講習日程及び講習会場が未定の場合は受け付けない。

(養成講習の実施報告)

第8条 養成団体は、養成講習における「概論」終了後1ヶ月以内に別記様式9「養成講習修了/履修者名簿」を電磁的方法又は書面にて自然部会に提出する。

(試験)

第9条 養成団体は、認定制度規則第4条第5項に基づき、概論終了時に修了試験又は履修試験を行い、可否を判定する。

- 2 修了試験は、30分の筆記試験とし、100点満点中60点以上を合格とする。
- 3 試験の問題作成、実施、採点は主任講師(講習管理者)が行う。
- 4 試験問題は、問題の解答及び配点並びに採点基準を添えて、第7条の養成講習の実施申請時に自然部会に提出する。

(履修証の発行)

第10条 養成団体は、認定制度規則第4条に基づき、概論Ⅱ又は概論Ⅲの履修者に別記様式7「履修証」を発行する。

(修了証の発行)

第11条 養成団体は、認定制度規則第4条に基づき、概論Ⅰの修了者に別記様式8「修了証」を発行する。

(履修表の発行)

第12条 養成団体は、受講者が概論の科目を複数の養成講習で受講する場合、別記様式11「自然体験活動指導者養成講習(概論)履修表(受講票)」を発行し、その履修を証明する。

- 2 養成団体は、受講者が演習の科目を受講する場合、別記様式12「自然体験活動指導者養成講習(演習)履修表(受講票)」を発行し、その履修を証明する。

附 則

この細則は、平成25年3月6日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年6月27日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年3月4日から施行する。

平成 25 年 3 月 6 日
全国体験活動指導者認定委員会
自然体験活動部会制定
平成 25 年 5 月 9 日
一部改正
平成 26 年 6 月 27 日
一部改正
平成 28 年 3 月 31 日
一部改正

自然体験活動指導者の認定等に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、全国体験活動指導者認定委員会自然体験活動部会（以下、「自然部会」という。）規則第 2 条第 6 号の規定に基づき、自然体験活動指導者認定制度に関する規則第 2 条に定める指導者（以下、「指導者」という。）の資格の認定及びその取り消し並びに登録に関する手続きについて定める。

(自然体験活動指導者（リーダー）の指導者申請の手続き)

第 2 条 自然体験活動指導者（リーダー）の認定及び登録を希望する者は、別記様式 10「自然体験活動指導者資格取得申請書」（以下、「別記様式 10 申請書」という。）及び養成団体の認定等に関する細則第 11 条に定める修了証（以下、「修了証」という。）を電磁的方法又は書面にて自然部会に提出する。

2 別記様式 10 申請書の提出は、修了証の発行日から半年以内とし、半年を超えての申請は受け付けない。

3 自然体験活動にかかる指導者を養成する講習会を実施する団体（以下、「養成団体」という。）が資格認定及び登録を希望する者を取りまとめて申請する場合、別記様式 9「養成講習修了者名簿」及び修了証を電磁的方法又は書面にて自然部会に提出する。

(自然体験活動上級指導者（インストラクター）又は自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の指導者申請の手続き)

第 3 条 自然体験活動上級指導者（インストラクター）又は自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の認定及び登録を希望する者は、別記様式 10 申請書及び養成団体の認定等に関する細則第 10 条に定める履修証（以下、「履修証」という。）並びに同第 12 条第 2 項に定める履修表を電磁的方法又は書面にて自然部会に提出する。

2 別記様式 10 申請書の提出は履修証の発行日から 2 年以内とし、2 年を超えての申請は受け付けない。

(登録の更新)

第 4 条 「自然体験活動の安全管理」の科目は、自然体験活動上級指導者（インストラクター）の更新ではインストラクター養成講習、自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の更新ではコーディネーター養成講習において受講しなければならない。

2 前項に関わらず、養成団体が行う独自の自然体験活動に関する安全管理講習会を受講した場合も、講習会を受講したものとみなすことができる。ただし、自然体験活動部会が認めた講習会に限る。

3 更新講習を行うことができる団体は、自然部会もしくは NEAL 指導者養成団体かつ自然体験活動指導者（リーダー）、自然体験活動上級指導者（インストラクター）、自然体験活動総括指導者（コーディネーター）養成講習の概論をいずれか一つでも実施した経験があることとする。

（指導者の登録内容変更の手続き）

第5条 指導者は、登録された内容に変更が生じた場合、別記様式 13「登録内容変更申請書」を電磁的方法又は書面にて自然部会に提出する。

（登録証再発行の手数料）

第6条 登録証再発行の手数料は、2千円とする。

附 則

1 この細則は、平成 25 年 3 月 6 日から施行する。

2 平成 25 年度に実施する試行事業の修了者については、自然体験活動指導者として認定及び登録をするものとする。

附 則

この細則は、平成 25 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

平成 25 年 3 月 6 日
全国体験活動指導者認定委員会
自然体験活動部会制定
平成 25 年 5 月 9 日
一部改正
平成 26 年 2 月 20 日
一部改正
平成 28 年 3 月 31 日
廃止

自然体験活動指導者の経過措置に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、自然体験活動指導者の資格認定等に関する規程第 9 条の規定に基づき、平成 28 年 3 月 31 日までの間の経過措置について定める。

(認定要件及び付与資格)

第 2 条 自然体験活動指導者の資格認定等に関する規程第 9 条における別に定める研修及び認定要件は、以下のものとする。

- ① 文部科学省委託事業「自然体験活動指導者養成研修」を受講し、全体指導者として修了した者
 - ② NPO 法人自然体験活動推進協議会（以下、「CONE」という。）に自然体験活動指導者として登録され、かつ「学校教育における体験活動の意義」及び「教育課程と体験活動の関連性」を修了した者、又は「青少年教育における体験活動」及び「学校教育における体験活動」を修了した者、又はそれと同等と認められる者
- 2 養成団体は、第 2 条第 2 号の要件を満たすため、「青少年教育における体験活動」及び「学校教育における体験活動」のみの養成講習を開催することができる。

(登録移行に係わる手続き)

第 3 条 第 2 条第 1 号の者は、登録移行を希望する場合、自然体験活動指導者（リーダー）として別記様式 16「自然体験活動指導者登録申請書（自然体験活動指導者養成事業全体指導者登録者用）」に登録料の納付を証明する書類を添えて、自然部会に申請する。

- 2 前項の者は、自然体験活動指導者（リーダー）に登録をしていなくとも、演習Ⅰ・概論Ⅱ・演習Ⅱを修了することで自然体験活動上級指導者（インストラクター）として登録することができる。
- 3 第 2 条第 2 号の者は、CONE リーダーの場合は自然体験活動指導者（リーダー）として、CONE インストラクターの場合は自然体験活動上級指導者（インストラクター）として、CONE コーディネーターの場合は自然体験活動総括指導者（コーディネーター）として登録される。ただし本人が希望しない場合は、その限りではない。

(登録移行に係わる手数料)

第 4 条 第 2 条第 1 号の者の登録料は、5 千円とする。ただし、この者が演習Ⅰ・概論Ⅱ・演習Ⅱ

を修了し、自然体験活動上級指導者（インストラクター）として登録を希望する場合、その登録料は千円とする。また前条第2項の者の登録料は、6千円とする。

2 第2条第2号の者は、登録移行に係わる手数料は発生しない。ただし登録証の発行を希望する場合、その発行料は2千円とする。

附 則

この細則は、平成25年3月6日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年5月9日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年3月31日をもって廃止する。

平成 25 年 3 月 6 日
全国体験活動指導者認定委員会
自然体験活動部会制定
平成 26 年 2 月 20 日
一部改正
平成 28 年 3 月 31 日
廃止

主任講師（講習管理者）の登録の経過措置に関する細則

（趣旨）

第 1 条 この細則は、主任講師（講習管理者）の認定等に関する規程第 8 条の規定に基づき、平成 28 年 3 月 31 日までの間の経過措置について定める。

（登録）

第 2 条 主任講師（講習管理者）の認定等に関する規程第 8 条における別に定める認定要件は、主任講師（講習管理者）の認定等に関する規程第 3 条第 1 項第 2 号に該当し、別記様式 14「主任講師（講習管理者）登録申請書（経過措置申請者用）」を自然部会に申請し、その審査に合格した者とする。

2 主任講師（講習管理者）と認定された者には、別記様式 18「登録証」を交付する。

（その他）

第 3 条 主任講師（講習管理者）と認定された者には、併せて自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の資格も付与する。

2 初回の登録料は免除することができる。

附 則

この細則は、平成 25 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止する。

自然体験活動指導者の登録の更新の経過措置に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、自然体験活動指導者の資格認定等に関する規程第 7 条第 4 項の規定に基づき、平成 28 年 3 月 31 日までの有効期限を有する自然体験活動上級指導者（インストラクター）及び自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の登録の更新について定める。

(更新要件及び付与資格)

第 2 条 自然体験活動指導者の資格認定等に関する規程第 7 条第 4 項における別に定める更新要件は、平成 28 年 3 月 31 日までの有効期限を有する自然体験活動上級指導者（インストラクター）及び自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の者である事。

2 平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年を猶予期間として設け、猶予期間の間に更新講習を受けることができる。また猶予期間中は、仮更新申請書に登録料 6,000 円を添えて自然部会事務局に申請することにより、平成 30 年 3 月 31 日まで有効期限を更新することができる。

(登録の更新に係わる手続き)

第 3 条 更新講習を受講し、受講を証明する書類と更新申請書を提出した者には、平成 31 年 3 月 31 日（平成 28 年 3 月 31 日から 3 年間分）まで有効期限を更新することができる。

2 仮更新手続きをしたにも関わらず更新講習を受講せず、その後の更新手続きがされなかった場合、有効期限は平成 30 年 3 月 31 日までとし、資格を終身資格である自然体験活動指導者（リーダー）として登録のし直しをすると共に更新費については返金しない。

附 則

この細則は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

NPO法人自然体験活動推進協議会（以下、「CONE」という。）会員団体の養成団体認定
及び自然体験活動トレーナーの主任講師（講習管理者）認定に関するCONE内規

（趣旨）

第1条 この内規は、CONE会員団体の養成団体認定及び自然体験活動トレーナーの主任講師（講習管理者）認定に関する手続きについて定める。

（養成団体の申請）

第2条 CONE正会員団体で養成団体の認定を希望する団体の申請は、CONEを通じて行う。
2 CONEは、前項の認定料を自然部会に納める。

（主任講師（講習管理者）の申請）

第3条 自然体験活動トレーナーで主任講師（講習管理者）の認定及び登録を希望する者は、別記
様式 15「主任講師（講習管理者）登録申請書（CONEトレーナー用）」を、CONEを通じ
て申請する。
2 CONEは、前項の登録料を自然部会に納める。

附 則

この内規は、平成25年3月6日から施行する。